

公 示 日 : 2025 年 11 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 25a00687

国 名 : カメルーン

担 当 部 署 : 地 球 環 境 部 森 林 ・ 自 然 環 境 保 全 グ ル ー プ
第 二 チ ー ム

調 達 件 名 : カメルーン国気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターに
おけるランドスケープ回復プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2026 年 1 月上旬から 2026 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 12 月 3 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2025 年 12 月 12 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	西アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱病。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

カメルーンは国土の約 42%が森林であり（FAO 2024）、そのうち低地常緑林が約 54%、低地半落葉樹林が約 28%となっている（2010 年時点）。沿岸部には約 120 千 ha のマングローブ林が生育し、また内陸部には劣化した低地半常緑林がモザイク状に分布している。カメルーンの森林は全て国有林であるが、その管理は国が森林面積の約 56%、民間事業体等が約 41%、コミュニティが約 3%を担っている。また、森林面積の約 46%が保護林であり、その他は約 39%が管理計画を有する森林である。森林率（国土面積に占める森林面積割合）は、1990 年の約 51%から 2015 年の約 40%へと減少した。カメルーンは、コンゴ盆地諸国において森林減少速度が最も大きい国の 1 つである。その速度は経年的に上昇傾向にあり、2000～2005 年の-0.1%から 2015-2020 の-0.21%に倍増している。これら森林減少・森林劣化の要因は、農地開発（生産性の低い農地への転用）、燃料材の収穫及び低効率利用、違法伐採、鉱山開発、インフラ開発等である。

カメルーン国家戦略「National Development Strategy 2020-2030」では、目標を達成するための 4 つの主な柱の一つである「経済の構造改革」において、産業が気候変動による影響を受けているとし、それによる動植物の絶滅の脅威に対処するため、コミュニティ単位での森林保護の枠組みづくりや植林活動の推進を定めている。その一つの手段として、年間カカオ生産を約 30 トンから、2025 年までに 60 万トンに増やし、2030 年までに更に倍増する（IDH 2021）ために森林劣化地にカカオ・アグロフォレストリを造成することを目指している。本事業は、カカオ生産がもたらす森林減少・劣化の影響を最小限に留め、また更に森林劣化地の回復手法としてカカオ等を活用したアグロフォレストリーの取り組みを推進することで、森林保全・回復と現地コミュニティの生計改善の両立に資することを目指すものとなる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続

性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全行程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2026 年 1 月上旬～2026 年 1 月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析 (ジェンダー視点含める)
により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組みも確認する。
- ② カメルーン側関係機関や他ドナー等に対する質問票 (案) (英文) を作成する (社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む)。作成した質問票 (案) は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2026 年 2 月上旬～2026 年 2 月下旬)

- ① JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ② カメルーン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO

等)の活動動向、連携の可能性

オ)上記ア)～エ)全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。

加えて、支援対象国・地域(パイロット事業実施候補地等)の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報(社会規範・観衆、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等)の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICAにおけるジェンダー主流化のための手引書【自然環境保全】

(https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_06_natural_env.pdf)を参照すること。

カ)オ)の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動(案)、活動のためのインプット(案)、活動の進捗を図る指標(案)の提案。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions)を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。また、関係者と共に③にて提案した活動、インプット、指標のPDM(案)への組み込みを検討する。
- ⑥ 実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAカメルーン事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2026年2月下旬～2026年3月上旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

（４）ジェンダー視点にたった調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の自然環境保全分野とジェンダーに関する指針や取組、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。

把握した課題・ニーズに対し、案件の PDM における取組内容、及びその進捗や結果を測定するための指標を検討・提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（１）業務完了報告書

2026 年 3 月 6 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

カメルーンでは2025年10月12日に大統領選挙が実施されました。選挙後の社会情勢によっては、渡航時期が後ろ倒しになる可能性があります。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年2月1日～2月21日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA カメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：英語⇄フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ第

二チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・当該案件の要請書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・カメルーン共和国 持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト事業完了報告書（2025年 1月、JICA）

和文：<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000054591>

仏文：<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000054592>

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上